

I K C 光 テレビジョンサービス契約約款

第 1 章 総 則

第 1 条 （約款の適用）

株式会社伊豆急ケーブルネットワーク（以下「当社」といいます。）は、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）およびその他の法令に従い、当社が定める I K C サービス契約約款（以下「共通約款」といいます。）および I K C 光 テレビジョンサービス契約約款（以下「基本サービス約款」といいます。）に基づき、I K C 光 テレビジョンサービス（以下「基本サービス」といいます。）を提供するものとします。

第 2 条 （約款の変更）

当社は、次条（用語の定義）に定める加入者の同意を得ることなく基本サービス約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の基本サービス約款によるものとします。

2. 基本サービス約款を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

第 3 条 （用語の定義）

基本サービス約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
加入者	当社と利用契約を締結している個人または法人
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約
世帯	同一の住居で起居し、生計を同じくする者の集団
建物基本契約	当社と建物代表者との基本契約
S T B	当社が提供するデジタル放送を受信するために必要な機器（セットトップボックス）およびリモートコントローラー等の付属品
機器	基本サービスの利用にあたって使用する各種 S T B、U S B 接続型 H D D および付属品の総称
ケーブルプラス S T B - 2	S T B のうち、品番が C02AS シリーズのもの（以下「C + S T B」といいます。）
U S B 接続型 H D D	C + S T B に接続可能な H D D
B - C A S カード	地上デジタル、B S デジタル放送用 I C カード
C - C A S カード	専門チャンネル用 I C カード
C A S カード	B - C A S カードおよび C - C A S カード
ビデオコンテンツ	当社および提供事業者のネットワーク網および設備等を使用して当社が提供する映像その他のコンテンツ
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第 4 条 （基本サービスの内容）

当社は、当社が共通約款第 5 条に定めるサービス提供区域（以下「業務区域」といいます。）において、基本サービスの提供に必要な施設を設置するとともにその維持運営にあたります。

2. 提供する基本サービスは、次の各号に定めるサービスとします。
 - （1）テレビジョン放送事業者のテレビジョン放送を再放送するサービス
 - （2）自主放送サービス番組の提供を行うサービス
3. 基本サービスで提供するサービス品目は次の通りとします。

サービス品目
光 TV スタンダード ブルーレイ STB、光 TV スタンダード 録画付 STB、光 TV スタンダード ミニ STB、光 TV スタンダード スマート STB plus、光 TV スタンダード スマート STB、光 TV ライト ブルーレイ STB、光 TV ライト 録画付 STB、光 TV ライト ミニ STB、

光 TV ライト スマート STB plus、光 TV ライト スマート STB、光 TV ライト、光 TV 施設利用サービス

※サービス品目「光 TV プレミアム」は、2025 年 3 月 31 日をもってサービスを廃止いたしました。

4. 当社は、サービス品目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。
5. みるプラスは、ビデオコンテンツを視聴することができるサービスをいい、みるプラス 見放題パックプライムは、ビデオコンテンツを視聴することができる月額固定料金自動更新型サービスです。いずれも、別に定める IP-VOD「milplus（みるプラス）」サービス加入契約約款により提供するものとします。サービス品目の「光 TV スタンダード スマート STBplus」、「光 TV ライト スマート STBplus」には、みるプラス 見放題パックプライムがあらかじめ含まれるものとします。
6. サービス品目の「スタンダード」は、個人に限り提供するものとし、法人、その他これに準じる組織（個人事業主を含みます。）への提供は行わないものとします。

第 5 条 （オプションサービス）

基本サービスで提供するオプションサービスは次の通りとします。

- （１）オプションチャンネル
- （２）番組案内誌

2. オプションチャンネルの種目は次の通りとします。なお、各サービス品目で申し込みができるオプションチャンネル種目は、I K C 光サービス料金表（以下「料金表」といいます。）に定める通りとします。

オプションチャンネル種目
WOWOW、BS10 スターチャンネル、衛星劇場 HD、東映チャンネル、V☆パラダイス、J Sports 4 HD、グリーンチャンネル HD およびグリーンチャンネル 2、フジテレビ NEXT、KNTV HD、TAKARAZUKA SKY STAGE、CNN U. S.

3. サービス品目の「スタンダード」では、サービス内容にオプションチャンネル種目の東映チャンネルがあらかじめ含まれるものとします。
4. 当社は、オプションサービスの内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第 6 条 （利用契約の単位）

利用契約の締結は、加入者引込線 1 回線毎に行うものとします。

2. 加入者引込線 1 回線により加入する世帯が複数世帯となる場合には、利用契約を締結する単位を世帯（事業所、店舗等も同様とする）毎とします。なお集合共同引込の場合には、原則として別途建物基本契約の締結をした後、各世帯を単位として利用契約を締結するものとします。

第 7 条 （申し込みの承諾）

当社は、C + S T B の申し込みに際し次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、基本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。

- （１）K D D I 株式会社が定める「a u I D 利用規約」に同意いただけない場合。
- （２）次の提携事業者が定める規約等に同意いただけない場合。

提供事業者	コンテンツサービス	備考
トレンドマイクロ株式会社	ウイルスバスター	

第 2 章 サービスについて

第 8 条 （機器）

加入者は、S T B を当社より料金表に定めるサービスを契約することで貸与を受けることができます。なお、C + S T B の利用には、I K C 光 インターネットサービス契約約款に定める次のサービス品目のいずれかの利用契約が必要です。

サービス品目
光 NET スタンダード 10 ギガ、光 NET スタンダード 1 ギガ、光 NET スタンダード 100 メガ、 光 NET エキスパート 10 ギガ、光 NET エキスパート 1 ギガ、光 NET エキスパート 100 メガ

2. C + S T B の貸与 1 台につき U S B 接続型 H D D を上限 8 台まで購入可能とします。
3. S T B には、C A S カードが付属します。C A S カードの取り扱いについては、第 11 条（B - C A S カードおよび C - C A S カードの取り扱いについて）の規定によるものとします。
4. 加入者が当社より貸与を受ける S T B について故障が生じた場合、当社が認める場合を除き、加入者は S T B の交換を請求できないものとします。
5. S T B を利用する加入者は、設備、技術的仕様等の制約から通信機能（みるプラス等のビデオコンテンツを含みます。以下同様とします。）を利用できない場合があることに同意するものとします。
6. S T B は、技術仕様の範囲内において通信を行うことができるものとし、その通信機能を利用する場合は、加入者の責任において行うものとします。
7. 第 4 項の規定により機器について当社が定める必要な措置を講じる場合、および加入者が機器を当社に返還する場合には、加入者の責任においてあらかじめ録画・編集したデータについて他の媒体に移動または複製するものとし、当該機器に記録されたデータの一切の権利を放棄するものとします。
8. 当社は、加入者が C + S T B の利用を継続している場合に限り、加入者が購入した U S B 接続型 H D D を当該 H D D が発送された日から 12 ヶ月間保証するものとします。この保証期間内に故障が生じた場合、当社は加入者の責めに帰すべき事由である場合を除き、無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。また、当社が定める必要な措置を講ずる場合には、加入者は、当該 U S B 接続型 H D D に記載されたデータの一切の権利を放棄するものとします。
9. 当社は、加入者が C + S T B を利用している場合に限り、当該機器の使用状況を設備の保守、維持・向上を目的とし、個人が識別、特定できないように加工した統計資料としたうえで、K D D I 株式会社および J C O M 株式会社へ提供できるものとします。
10. 加入者は、S T B に付属のリモコンの故障等において、料金表に定めるリモコン料金を支払うものとします。
11. 第 1 項の規定に関わらず「ケーブルテレビジョンサービス契約約款」によるケーブルテレビジョンサービスに加入していた場合で、基本サービス約款による基本サービス契約に移行した加入者であって、S T B を当社より貸与を受け使用している加入者には、料金表に定める S T B への変更をせず、引き続き、その機器を利用することができるものとします。

第 9 条 （提供事業者が提供するサービス）

C + S T B の加入者に対しそのサービス区域内で、提供事業者により次のサービスの提供を行います。なお、提供事業者によりサービスの一部または全部を変更もしくは終了することがあります。

（1）セキュリティソフトウェア

第 9 条（申し込みの承諾）第 1 項第 2 号に規定するコンテンツサービスが自動的に利用開始されます。

（2）その他提供事業者提供のコンテンツ

提携事業者が定める規約に基づき各提供事業者によって提供されます。本サービスの利用に際しては、共通約款・基本サービス約款の他に各提供事業者が定める規約・利用条件等を遵守いただきます。

第 10 条 （a u I D の提供）

C + S T B の利用には、K D D I 株式会社が提供する「a u I D」が必要となります。

2. 加入者は、K D D I 株式会社から C + S T B 1 台につき 1 個の「a u I D」が予め払い出しされるものとします。また、加入者は、利用申し込み時に暗証番号を設定し、I D およびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。

3. 加入者は、C+STB 上で利用されたコンテンツに対する課金および問い合わせ等の対応のために、前項で払い出された「a u I D」が設定されているC+STBの機器情報を、当社がKDDI株式会社およびJCOM株式会社へ提供することを予め承諾するものとします。
4. 第二項で提供された「a u I D」は、加入者がC+STBの契約を解除した場合においても自動的に解除されません。なお、解除する場合は、提供元のKDDI株式会社へ解除手続きを行うものとします。

第11条 (B-CASカードおよびC-CASカードの取り扱いについて)

- B-CASカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによるものとします。ただし、4K放送に対応した機器を利用する場合はB-CASカードは付属しません。
2. C-CASカードを必要とするSTBを利用する加入者は、STB1台につき1枚のCASカードを当社より無償貸与されるものとし、STBの解約または契約の解除後は、速やかにCASカードを当社に返還するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換および返還を請求することができるものとします。
 3. C-CASカードは当社に帰属し、当社は加入者が当社の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改ざんすることを禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。
 4. 加入者が故意または過失によりCASカードを破損もしくは紛失し、または返還しない場合には、加入者は料金表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

第3章 雑則

第12条 (著作権および著作権隣接権侵害の禁止)

加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる、限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの不特定または多数人に対する対価を受けての上映、ビデオデッキ、その他の方法による複製、およびかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作権隣接権を侵害する行為をすることはできないものとします。

第13条 (放送内容の変更)

当社はやむを得ぬ事情により放送内容を変更することがあります。なお、変更によって生じた加入者の損害については、賠償の責任は負わないものとします。

第14条 (損害賠償の免責および特約事項)

- 加入者が、第12条(著作権および著作権隣接権侵害の禁止)について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に侵害を与えた場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。
2. 共通約款第17条(加入者が行う利用契約の解約)第1項および第18条(当社が行う利用契約の解除)第1項、第2項の規定により利用契約が終了した場合に、加入者が別途支払った日本放送協会(以下「NHK」といいます。)の受信料(衛星契約を含みます。)、株式会社WOWOWの視聴料が払い戻されず、加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何等の責任も負わないものとします。
 3. 当社は、視聴状態の確認を行う為に、共通約款第41条(個人情報)の規定を遵守した上で、加入者の使用するSTBに電気信号による通信を行うことができるものとします。
 4. 当社は、機器の不具合、毀損および紛失等の原因により、録画・編集したデータの滅失の場合、および正常に録画ができなかった場合等、これらにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。また、第8条(機器)第7項に定める通り、故障の措置や返還に伴い当該機器に記録されたデータが消去された場合も一切の責任を負わないものとします。

5. 当社は、加入者が、機器の通信機能により通信した内容に起因し損害を被った場合、または設備もしくは技術的制約に起因し通信機能が利用できなかったことで損害を被った場合、一切責任を負わないものとします。
6. 当社は、加入者が、第9条（提供事業者が提供するサービス）に規定するサービスを利用した場合に生じた情報等の破損もしくは滅失等による損害または知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意または重大な過失を除き、その責任を負わないものとします。

付則

- （1）当社は特に必要があるときには、基本サービス約款に特約を付することができるものとします。
- （2）加入者が基本サービスを解約した後に、「ケーブルテレビジョンサービス」に利用契約を変更することはできません。ただし、建物設備状況の都合により基本サービスを提供できない、または、基本サービスの提供区域外への転居などの理由により、利用契約の継続ができない場合はこの限りではありません。
- （3）一括加入、業務用等については別に定めます。
- （4）基本サービス約款は、2025年4月1日より施行します。

●「区域外同時再放送」に関する特約

区域外同時再放送は、静岡県の業務区域で視聴できます。

2. テレビ東京の放送は、株式会社テレビ東京との協議による「視聴習慣に伴う激変緩和措置」に基づき、2026年3月31日まで継続します。
3. 区域外同時再放送を視聴するにあたり、地上デジタル放送のチャンネル設定をされる場合、地域設定は「静岡」に設定するものとします。
4. 区域外同時再放送で視聴できる緊急地震速報・地域情報・行政情報・災害情報・CM等は関東地域の情報であり、静岡地域の情報ではありません。静岡県の情報は県内放送局をご覧ください。

●「建物割」に関する特約

1. （内容）

集合共同引込の建物において当社が別途定める建物基本契約を締結している場合、かつ加入者が以下のサービス品目を利用している場合、料金表に定める月額利用料から自動的に割引をいたします。

サービス品目
光 TV スタンダード ブルーレイ STB、光 TV スタンダード 録画付 STB、光 TV スタンダード ミニ STB、 光 TV スタンダード スマート STB plus、光 TV スタンダード スマート STB、 光 TV ライト ブルーレイ STB、光 TV ライト 録画付 STB、光 TV ライト ミニ STB、 光 TV ライト スマート STB plus、光 TV ライト スマート STB

2. （本特約の変更）

当社は、加入者の同意を得ることなく本特約を変更することがあります。その場合には、料金その他条件は、変更後の本特約によるものとします。なお、本特約を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

3. （割引期間）

- （1）割引期間は、前項に定める要件を満たした日の属する月の翌月初日を起算日とし、要件を満たさなくなった日の属する月を満了月とします。
- （2）加入者が、前項に定める要件を満たさなくなった場合、本割引は自動的に終了するものとします。

4. （月額利用料の割引額）

別途料金表に定める通りとします。